

図書館ホームページをリニューアル

図書館ホームページを令和6年12月11日にリニューアルしました。

今回のリニューアルでは、情報を探しやすい構成にするためデザインも一新。パソコンやスマートフォンから快適に利用できるようになりました。

ご利用は右記のQRコードをスマートフォン等で読み込むか、インターネットから「八幡市立図書館」で検索してください。



図書館
ホームページ

※リニューアルに伴い、URLが変更になりました。お気に入り登録している人は、再登録をお願いします。



開館状況がわかりやすく
トップページからひと目で今日の開館・休館情報の把握が可能に



自動車文庫の運行状況がわかりやすく



グーグルマップで停車位置の確認ができ、急な運休があった場合は、トップページに運休情報をリアルタイムで表示



雑誌の最新号がインターネットから予約可能に



リクエストカードの他、インターネットから予約可能に
※貸し出しは次号発売日以降となります。



スマートフォン・タブレットが利用券として使用可能に

利用者メニューでパスワードを登録すると、お持ちのスマートフォン・タブレットに利用券のバーコードが表示できるようになりました。貸し出しの際にご利用ください。
※今までの利用券も変わらず利用できます。



My本棚

「読んだ本」「読みたい本」「借りた本」の登録が可能に。本棚を増やしたり、名前を変更したりなど、ご自由にお使いください。

☎八幡市民図書館（☎982-7322）、男山市民図書館（☎982-4123）

図書館のおはなし会

おはなしの部屋で、図書館司書が子どもたちに絵本の読み聞かせや手遊びなどをします※申込不要。

①八幡市民図書館

■日時 1月11日、18日、25日の各土曜日、午後2時30分～3時

②男山市民図書館

■日時 1月11日、18日の各土曜日、午後2時30分～3時
■対象 4歳～小学生のお子さん

☎八幡市民図書館（☎982-7322）、男山市民図書館（☎982-4123）

仕事や生活、ひきこもりなど

悩み事 相談しませんか

生活困窮者自立支援制度では、経済的な理由などで生活に困っている市内在住の人（生活保護受給者を除く）を対象に、相談支援員が不安や心配事をお聞きし、一緒に考え、解決に向けたお手伝いをします。ご家族など周囲の人からの相談も受け付けしています。一人で悩まず、まずは相談してください。

ご家族からの相談も受け付けます

生活困窮者自立支援制度の紹介

■悩みごとの相談例

家賃が払えない

仕事や住む家がみつからない

働きたいが、長い間働いていないので社会に出ることが不安

家族がひきこもりとなっている

安定した収入が得られず、税金の滞納や、借金の返済で生活が大変

あなただけの支援プランを作成

自立相談支援事業

悩みごとの解決に向けて具体的な支援プランを作成し、必要に応じて関係機関と連携して支援を行います。また、専門の就労支援員によるハローワーク伏見と連携した就労支援も行っています。

家賃相当額を支給

住居確保給付金

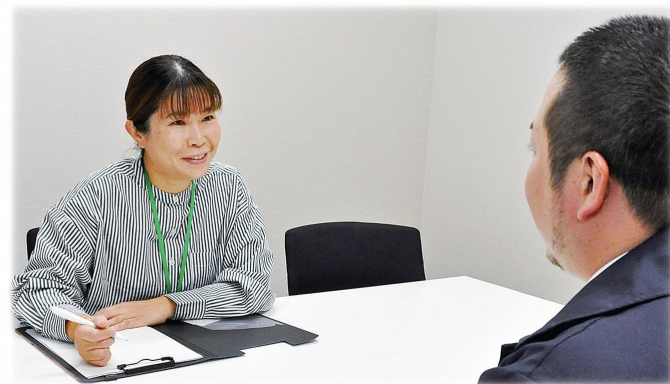
離職などにより収入が減少し、住むところなくなった人や住むところを失うおそれが高い人に、求職活動することなどを要件に一定期間家賃相当額（上限あり）を支給します。

※給付には収入が減少した理由や収入・資産などの要件があります。詳しくはお問い合わせください。

求職活動をサポート

就労準備支援事業

「就労の場から長年離れている」「社会に出ることに不安がある」など、直ちに就労することが困難な人に対して、専門の相談支援員が一般就労に向けたサポートや就労機会の提供を行います。



家計の再建をサポート

家計改善支援事業

家計を「見える化」することで生活費が不足する課題を把握し、ご自身で家計が管理できるようアドバイスを行います。必要に応じて債務整理のお手伝いなどを行い、早期に生活が再生できるよう支援します。

社会へ一歩を踏み出すお手伝い

ひきこもり相談

ひきこもり当事者やご家族に対し、専門の相談支援員が不安や困りごとなどをお伺いし、解決の糸口を見つけるお手伝いをします。

相談の流れ

①電話で相談の予約をする

来庁が困難な場合は、ご自宅への訪問もできます。
※予約がない場合、相談支援員が対応中であれば、お待ちいただくこともあります。

②相談支援員が面談し悩みごとを伺います

相談支援員が悩みごとについて、あなたの意思を尊重しながら、利用できる制度や専門の機関を案内し、解決するための方法を一緒に考えます。

③上記事業の利用の場合は利用申請を行います

費用は無料ですが、一部事業には、要件として、収入や資産要件などが定められているものがあります。

④悩みごとの解決に向けた支援を実施

支援に向けた取り組みを定期的に確認しながら、一人ひとりに合った支援を行っていきます。

※生活支援課では、ご希望または状況に応じ、生活保護担当と連携した対応も行います。

☎生活支援課（☎983-1138） 相談時間＝午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日、年末年始を除く）